

# 委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（Web会議【発注者指定型】）**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（Web検査【発注者指定型】）**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】）**

**第9条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

#### **（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）**

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **（本業務の特記仕様事項）**

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 別紙「港湾施設点検診断業務特記仕様書」のとおりとする。

# 港湾施設点検診断業務特記仕様書

委託業務名：R 6 徳土 徳島小松島港（赤石地区他） 小・和田津開他 港湾施設点検診断業務

## 1. 目的

「港湾施設の技術上の基準を定める省令」（以下、省令）の改正及び「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」（H 1 9 国土交通省告示第 3 6 4 号）（以下、告示）により、港湾施設を供用期間にわたって要求性能を満足するよう、計画的かつ適切に維持管理するために必要な「維持管理計画書」の策定が義務づけられた。

本業務は、「港湾の施設の維持管理計画書策定ガイドライン（平成 2 7 年 4 月、令和 5 年 3 月一部変更）」（国土交通省 港湾局）に基づき施設の維持管理計画書の策定を行うため、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（平成 2 6 年 7 月、令和 3 年 3 月一部変更）」（国土交通省 港湾局）に基づき港湾施設の現地調査点検及び診断を行うこと。

「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き（令和元年版）」（財団法人港湾空港建設技術サービスセンター発行）等を参考とし業務を行う。ただしガイドライン等は改訂された最新のものとする。なお、業務途中で改訂された場合はこの限りでない。

なお、ガイドライン等に記載のない施設については、協議を行い点検診断の項目等を作成する。

## 2. 作業内容

別添点検表のうち、金磯泊地（-11m）、津田泊地（-10m）、津田外防波堤、新港岸壁、新港ドルフィン、金磯岸壁（-11m）、金磯ドルフィンについては、国土交通省からの提供の書類にて診断計画を作成すること。

### （1）打合せ等

本業務の打合せは、設計業務については業務着手時、中間 1 回、業務完了の 3 回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。当初および最終は、管理技術者が立会するものとする。

### （2）港湾施設点検診断業務

#### ア. 計画準備

現地調査業務を行うにあたって事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

#### イ. 資料収集整理

維持管理計画書を作成するに当たり対象施設の設計図書および工事完成図書等から必要な事項を抽出し整理する。

#### ウ. 現地調査

##### （ア）目視調査（陸上からの踏査）

陸上から施設全体の目視可能な部材について劣化・損傷状況などの目視調査を行い、記録を整理する。

##### （イ）目視調査（海上からの踏査）

船上にて施設全体の海面上の部材について劣化・損傷状況等の目視調査を行い、記録等を整理する。

##### （ウ）目視調査（航路・泊地）

陸地及び海上からの調査を行い、海上からの踏査の際、深淺が判るようにレッド等で計測出来る場合は、数箇所計測すること。

##### （エ）潜水調査

潜水土により、海面下の部材について劣化・損傷状況等の調査を行い、記録を整理する。

#### エ. 成果

##### （ア）検討の結果

収集された資料および現地等の調査結果を基に対象施設の設計図書および現地等の調査結果を基に対

象施設の維持管理計画書を作成するための検討を行う。

(イ) 報告書作成

調査目的、調査内容、調査結果を整理して報告書を整理する。

3. 許可申請書等

港則法第31条および同法43条に基づき工事・作業許可申請を行い、許可を得ること。

4. 安全監視船（交通船）

本業務の安全監視船（交通船）は7隻/日を見込んでいる。なお、海上保安部および関係機関との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

5. 成果品

共通仕様書に基づく成果品等を提出にあたり、当該業務は、電子納品対象外であるが、電子納品にて提出するものとする。設計、測量、調査と項目別に作成し報告書の印刷・製本は1部とし、電子納品は正・副あわせて2枚とする。なお、別途監督員が必要と判断した場合は、協議を行った上で提出するものとする。維持管理計画書を作成する場合は、2部作成すること。

6. その他

- (1) 点検診断結果様式については、発注者側から作成した様式を使用すること。
- (2) 維持管理計画書の共通指針型について「複数の施設を取りまとめる維持管理計画」で取りまとめているが、更新の際、更新しない施設があり取りまとめに支障がある。そこで、取りまとめ方針を変更する予定なので、取りまとめ方針を監督員と協議を行った上で作成すること。
- (3) 維持管理計画書は、担当者が作成する予定である。策定等に際しては、協力すること。なお、維持管理計画書の製本及び電子データ作成は担当監督のもと受注者が行うこと。
- (4) 東部県土整備局（徳島）の維持管理計画書がない施設についても、維持管理計画書を策定を担当者が行う予定である。策定等には協力すること。なお、維持管理計画書の製本及び電子データ作成は担当監督のもと受注者が行うこと。
- (5) 上記およびその他疑義が生じた場合は、協議を行った上で決定するものとする。